

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第37回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成24年9月4日（火） 14：29～15：12

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、佐々木 かおり、関口 博正、  
東海 幹夫、長田 三紀

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、吉田 博史（事業政策課長）、柴崎 哲也（事業政策課企画官）、吉田 宏平（事業政策課調査官）、  
二宮 清治（料金サービス課長）、海野 敦史（料金サービス課企画官）、杉野 勲  
(電気通信技術システム課長)、飯倉 主税（電気通信技術システム課企画官）、森  
下 信（番号企画室長）  
日下 隆（情報流通常行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニュー  
の設定）について【諮問第3044号】

2 濟問事項

（1）電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定  
について【諮問第3045号】

（2）電気通信番号規制の一部改正について【諮問第3046号】

## 開　　会

○根岸部会長　　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員8名中6名の委員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

本日は、会議に先立ちまして、先日、総務省において人事異動があつたということでありますので、異動なさつた方につきましてご挨拶をお願いいたします。

○安藤電気通信事業部長　　7月1日付で、原口の後任で電気通信事業部長を拝命いたしました安藤と申します。何とぞよろしくお願ひいたします。

○吉田事業政策課長　　事業政策課長を拝命いたしました吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

○柴崎事業政策課企画官　　事業政策企画官を拝命いたしました柴崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○吉田事業政策課調査官　　同じく事業政策課調査官を拝命いたしました吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

○海野料金サービス課企画官　　料金サービス課企画官を拝命いたしました海野敦史と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○杉野電気通信技術システム課長　　電気通信技術システム課長を拝命いたしました杉野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○飯倉電気通信技術システム課企画官　　電気通信技術システム課企画官、飯倉です。よろしくお願ひします。

○森下番号企画室長　　同じくシステム課番号企画室長の森下と申します。よろしくお願ひします。

以上です。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の議題は、答申事項1件、諮問事項2件であります。

まず最初ですが、諮問第3044号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する

接続約款の変更の認可ですが、いわゆる加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニューの設定について審議したいと思います。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、本年6月26日開催のこの部会において審議を行い、7月26日まで意見募集を行いました。その後、提出された意見を公表するとともに、意見募集で提出されました意見を踏まえまして、接続委員会において調査、検討を行っていただきました。本日は、接続委員会の主査の東海委員より、その検討結果についてご報告いただきます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○東海委員 それでは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、このうち加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニューの設定につきまして、接続委員会における調査、検討の結果をご報告させていただきたいと思います。お手元の資料の37-1をご覧いただきたいと思います。諮問3044号に係るものでございます。

本件の概要につきましては、資料37-1の11ページ以降に具体的な記載がございます。今年の3月のこの部会におきまして、加入光ファイバ接続料に係る分岐単位接続料設定の可否について議論いたしましたことについて、分岐単位接続料の設定ならずということでご報告をさせていただき、その結果、NTT東西の光配線ブロック、光配線区画の拡大と、その補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当ということとさせていただいたところでございます。そのことを踏まえまして、本日は、このエントリーメニューの導入を行うため、接続約款の変更に係る認可申請が行われたものでございます。

意見募集を経た上で、資料37-1の表紙をおめくりいただいた1ページのとおり、報告書を取りまとめることといたしました。意見募集は、6月27日から7月26日までの1カ月でございました。接続委員会といたしましては、議論の結果、報告書1に記しましたとおり、本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適當と認められる、とのご報告をさせていただきます。

なお、提出された意見、及びその考え方につきましても接続委員会で議論をいたしましたが、このものにつきましては、報告書の別添がございますが、2ページから9ページに取りまとめてございます。具体的な内容につきましては、総務省からご説明をお願

いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○二宮料金サービス課長  それでは、お手元の資料、2ページをご覧いただければと思います。提出された意見、及びそれに対する考え方の整理でございます。

まず、意見1でございます。エントリーメニューの設定はユーザーの利用環境向上につながるため有効である、というご意見でございます。本件認可申請に係る賛成のご意見として承ります。

意見2でございます。エントリーメニューは、期間限定のメニューであること等を鑑み、必ずしもシステム改修を前提とした対応ではなく、可能な限り手作業での対応での開始でもよいのではないか、とのご意見でございます。

考え方でございますが、手作業での対応を行う場合、作業の誤りによる接続料の誤請求の可能性があること、及び既存の光ファイバ接続料のメニューと比較して、芯線ごとに経過期間に応じた月額料金や違約金を適用することにより、接続料の計算が複雑となること等を考慮すると、エントリーメニューの導入に際してシステム改修を行うことは合理性が認められる。なお、加入光ファイバ接続料の算定に関する検討に係る当審議会答申を踏まえ、NTT東西においては、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めるとともに、できる限り早期に実施するよう取り組むことが求められる、としてございます。

1ページおめくりをいただきて、意見3でございます。エントリーメニューの利用可能性は著しく低いと想定され、新規事業者の参入促進の効果はない。システム改修を行う前に事業者の利用意向について確認を行い、具体的な要望を把握した上でシステム改修の実施の是非等を検討すべき、というご意見でございます。

考え方でございます。当審議会答申において示したとおり、エントリーメニューは光配線区画の見直しが完了し、十分な光配線区画の拡大策が講じられるまでの間について、多様な事業者、とりわけFTTHサービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者に、参入の弾力化という効果をもたらすことを目的とするものである。事業者の利用意向については、当審議会接続委員会において提示した質問に対する各事業者の回答において、複数の事業者より加入光ファイバ利用に際しての選択肢の一つとして検討が可能である旨の回答がなされている。なお、エントリーメニューの対象エリアについては、当審議会答申において、ある時点におけるFTTHサービス市場における非競争地域に限った適用とすることが適當としていること、及び実際の運

用に当たっては、各設備構築事業者が参入しているエリアの詳細を確認した上で、実態に沿うように見直すことが必要としていることを踏まえ、整理された考え方に基づき選定が行われていることから、本件認可申請は当審議会答申の趣旨を踏まえたものと認められる、としてございます。

意見4でございます。3年の最低利用期間は長期であり、商慣行に照らすと拘束に見合うだけの値引きを行うべき。また、最低利用期間内であっても、既存メニューと比較して不利でない条件の違約金を払えば解約可能な旨を周知すべき、という意見でございます。

考え方でございます。接続料規則第14条第1項において、接続料は、機能ごとに当該接続料に係る収入が当該接続料の原価に一致するように定めなければならないとされている。本件認可申請において設定された接続料については、その最低利用期間である3年で見た場合、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価に一致するよう定められている。また、エントリーメニューにおける最低利用期間及び違約金は、NTT東西が3年目の増額分によって、1年目の減額分に相当する接続料収入を得る前の時点においてエントリーメニューの解約がなされることにより、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価を下回ることを防ぐ目的で設定されているものであり、既存メニューの解約の場合と比べて、特に不利になることなく解約できるものである。また、本件認可申請のエントリーメニューに係る接続条件は、当審議会答申の趣旨を踏まえ、接続料に適正かつ明確に定められているものと認められる、としてございます。

意見5でございます。エントリーメニューの実施に当たっては、設備事業者が不利な競争を強いられることのないよう十分に配慮されることを要望する、というご意見でございます。

考え方でございます。ブロードバンド利活用に向けた普及促進を図るために、多様な事業者の参入促進による料金の低廉化やサービスの多様化を通じ、ユーザー利便の向上を図ることが適当である。具体的な方策を検討するに当たっては、各電気通信事業者が自ら構築したネットワークを用いて利用者に対しサービスを提供する設備競争と、自ら構築したネットワーク、又は他の電気通信事業者の構築したネットワークを用いて利用者に対しサービスを提供するサービス競争のバランスを確保しながら推進することが重要である。この観点から、当審議会答申においては、エントリーメニューの適用地域について、ある時点におけるFTTHサービス市場における非競争地域に限った適用と

することが適用。また、実際の運用に当たっては、各設備構築事業者が参入しているエリアの詳細を確認した上で、実態に沿うように見直すことが必要としている。これを踏まえ、本件認可申請においては、平成24年3月末時点において、NTT東西がフレッツ光サービスを提供しているビルのうち、他事業者の参入しているエリアがそのカバーエリアの半数に満たないビル、これをエントリーメニューの適用対象としている。エントリーメニューの接続料につきましては、恣意的に設定されることの懸念が意見で示されてございますので、その考え方ということで、考え方4のとおりというものを付言させていただいております。

次のページ、意見6でございます。光配線区画の適正化の完了について基準が明らかになっておらず、適正化が不十分に行われないままエントリーメニューが終了するおそれがある。NTT東西は、特に既存光配線区画の適正化について、対象となる区画や時期を開示すべき。また、既存光配線区画には、本来、シェアドアクセスの対象となり得ない世帯数がカウントされており、十分な世帯数が確保されておらず、カバー世帯の少ない光配線区画が適正化されているか、十分検証する必要があるというご意見でございます。

考え方でございます。光配線区画の見直しの状況については、総務省において本年6月末にNTT東西より報告を受けたところである。また、当審議会答申を踏まえ、NTT東西に対し、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更認可申請の認可に当たり、光配線区画の見直しが完了するまでの間、半年ごとに総務省に報告を行うことが条件として付されている。報告には、NTT東西の既存の光配線区画に関する状況についても、その内容として含まれるものである。NTT東西からの他事業者向けの新たな配線区画導入に係るトライアルに関する状況報告等を踏まえ、総務省においては見直しの状況を注視するとともに、当審議会において適宜の時期に報告することが適當である。また、エントリーメニューの受付の終了に当たっては、接続約款変更の認可申請が必要となることから、NTT東西より当該認可申請がなされた場合には、総務省において、NTT東西からの報告を踏まえ、改めて見直しの状況を確認し、エントリーメニューの受付の終了の適否を判断することとなる。

意見7でございます。光配線区画の拡大とエントリーメニューにより多様な事業者のFTTHサービス市場への参入の弾力化が実現できるか疑問。地域のDSL事業者が地域のブロードバンド普及に貢献できるように、DSL同様に1ユーザー単位で競争可能

な接続料設定を要望する。これは、分岐単位接続料のご意見でございます。

同じく次のページ、意見8でございますけれども、NTT東西を含めたOSU共用等についての技術的、コスト的な議論が不十分である点等の課題が存在しており、未だそれら課題については解消がなされていないため、その課題解消に向け、アクセス網のオープン化によるFTTH市場への新規事業者参入、及びサービス競争促進の実現を可能とするような施策の議論を行う場の設置を希望する。いずれも分岐単位接続料のご意見でございますので、考え方7でまとめております。

1ページお戻りいただきまして、エントリーメニューは、当審議会において分岐単位接続料設定の適否に関する多角的な検討を行った結果、当審議会答申において、NTT東西の光配線区画の拡大、及びその補完的措置としてのエントリーメニューの導入を図ることが適當としたことを踏まえ、設定されるものである。NTT東西と接続事業者間でのOSU共用は、提案されたいずれの実現方法についても、事業者間の意見の隔たりが大きく、OSU共用を議論する際に整理された技術面、経済面やサービスの均一化といった12の課題は依然として解決されていない。こうした状況を踏まえ、当審議会答申においては、OSU共用を実現可能な案として想定することは難しいことが確認された、としてございます。

8ページ、ご覧いただければと思います。意見9でございます。エントリーメニュー及び光配線区画の見直しについて、公正競争レビュー制度の枠組みで有効性を検証することが適當とのご意見でございます。公正競争レビュー制度に係るご意見につきましては、本件認可申請の判断には直接かかわるものではありませんので、この考え方におきましては参考として承るとしてございます。なお、ご意見中の光配線区画の見直しについては考え方6、またエントリーメニューの考え方につきましては考え方7のとおりとしてございます。

以上、説明でございました。

○根岸部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞ、ご質問、ご意見、お願ひいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまご説明いただきました接続委員会からの当部会に対する報告書と同内容でありますけれども、1ページのところに書いてありますように、審議会の答申という形にしたいと思います。10ページのお手元の答申案のとおり答申したいと考え

ますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、このとおり答申することいたします。

それでは、次に参ります。次は、諮問事項であります、諮問第3045号、電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定についてであります、総務省のほうから説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長 それでは、資料37-2に基づきまして、ご説明させていただきます。

まず、2ページをお開きいただければと思います。第二種指定電気通信設備の指定についてでございます。

まず、改正の背景についてでございます。第二種指定電気通信設備制度につきましては、業務区域における特定移動端末設備、本制度の対象とする移動端末設備でございますけれども、その占有率が一定の割合を超える電気通信事業者に対しまして、交渉上の優位性を認め、当該特定移動端末設備と接続される伝送路設備等を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備——以下、二種指定設備と申します——として指定をするものでございます。その上で、同設備を設置する電気通信事業者に対し、接続約款の作成、公表、届出、接続会計の整理等の接続に関する規律を課すものでございます。

この二種指定設備制度につきましては、本年5月29日付の情報通信行政・郵政行政審議会の答申を受けまして、平成24年6月19日に指定の基準値を「10分の1を超えるもの」とする電気通信事業法施行規則の改正を行ったところでございます。施行規則におきまして、具体的な指定につきましては告示により行うこととされておりますので、これを受けまして、端末シェアが10%を超えるソフトバンクモバイル株式会社につきまして、その設置する電気通信設備の一部を二種指定設備として指定することとするものでございます。

なお、申し添えますと、この省令改正の前段におきましては、情報通信審議会におきまして、モバイル市場の環境変化を踏まえ、公正競争確保の観点からの検討が行われ、二種指定設備制度に係る規制の適用対象見直し、拡大することが適当である旨のブロードバンド普及促進のための環境整備の方答申が示されておるところでございます。これを踏まえまして、本情郵審において具体的省令改正のご審議をいただいたものでございました。

続きまして、具体的な改正の内容についてでございます。平成14年の総務省告示第72号、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件の一部を改正いたしまして、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を設置する社として、ソフトバンクモバイル株式会社を追加することとするものでございます。

1ページおめくりいただきすると告示の新旧対照表がございますが、現行の別表中、第3号を第4号といたしまして、第2号の次にソフトバンクモバイル株式会社の1号を加えることとするものでございます。

続きまして、少々飛んで恐縮でございますが、参考資料9ページをおあけいただければと存じます。二種指定設備制度の概要の資料でございます。先ほど申し上げましたとおり、ソフトバンクモバイル株式会社におきましては、接続約款の作成、届け出、公表の義務と、接続会計の整理、提出、公表の義務が課されることとなるわけでございますけれども、前者につきまして、その表の真ん中あたりに注1がございますけれども、注1のとおり、新たに指定された日から3ヵ月以内の届け出が必要となります。他方、後者につきましては、一番下の行でございますけれども、注2のとおり、指定の日以降に開始する事業年度から適用されることとなります。本日の部会でご了承いただきまして、パブリックコメントにかけた上で、仮に11月にも答申をいただくということとなった場合には、その後の官報公示手続等を踏まえれば、年内12月にも指定が行われることとなると考えられます。その場合には、接続約款につきましてはその後3ヵ月以内、接続会計につきましては平成25年度の会計から整理する義務が生ずることとなります。

続きまして、次の10ページでございます。こちらは、携帯各事業者の端末シェアの推移等を示したグラフでございます。グラフの中身につきましては、委員限りとさせていただいております。

また、その次の11ページでございますけれども、こちらにおきましては、今般の指定に当たりまして、施行規則第23条の9の2の規定に基づきまして計算の過程を示してございます。同条第3項の柱書きにおきまして、二種指定制度の基準となります端末シェアの算定に当たりましては、前年度末及び前々年度末における割合の合計を2で除して計算することとされておりますので、2010年度末及び2011年度末の数字を計算しているところでございます。

各年の計算につきましては、ソフトバンクモバイル社の業務区域におきますソフトバ

ンクモバイル社の特定移動端末設備を、同区域内におけるすべての特定移動端末設備で除しまして選定するということとなります。したがいまして、この表の1段目のソフトバンクモバイルの特定移動端末数と、2段目及び3段目のその他の携帯事業者の特定移動端末数を合計いたしまして、その合計によって1段目のソフトバンクモバイル社の端末数を除してシェアを求める事となるわけでございます。

なお、その際に、ソフトバンクモバイル社の業務区域が都道府県と一致する場合と、しない場合がございます。それを分けて計算をしております。都道府県と一致しない場合、すなわち3段目のケースにおきましては、当該都道府県の全人口に占めるソフトバンクモバイル社の当該都道府県内の業務区域の人口の比率を求めまして、これを他の携帯事業者の端末数に乗じることで算定をすることとなってございます。

具体的な計算の過程、数値につきましては委員限りとさせていただいておりますけれども、今、申し上げたプロセスによりまして計算をした結果でございますが、シェアが21.3%と22.6%、この2つを平均いたしまして21.9%となります。これは10%を超えておりますので、ソフトバンクモバイル社を指定するものでございます。

参考までに、その次のページ、12ページでございますけれども、ソフトバンクモバイル社のネットワーク構成図を掲載してございます。ご参考にしていただければと思います。

以上、説明でございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞ、ご質問、ご意見ございましたらお願ひします。

○東海委員 よろしゅうございますか。

○根岸部会長 はい、お願ひいたします。

○東海委員 おおむね基本的な流れの中にある課題かなと思っております。ご説明にございましたように、第二種になりますと作業として大変なのは、おそらく接続会計をやらなければならない事業者になるわけでございましょう。その場合、接続会計規則があったと思いますけれども、今、ご説明のあった手順で、ソフトバンクモバイルが接続会計をやらなければならない事業者になるということの時期として、現在からその準備をされれば来年、25年度からということで、時期的な問題はクリアできるだらうと思っております。逆に、これまでの事業者を対象にした接続会計規則に、私はモバイルの世

界の最近の複雑なネットワーク構成というのは十分に承知しているわけではないんすけれども、ソフトバンクさんが入られたときに考えなければならない会計規則の修正というのもありや、なしやと、ちょっと今、気になりましたけれども、そういう点の検証というのはこれから考えられるのでしょうか。いかがでしょう。

○根岸部会長 よろしいですか。お願ひします。

○二宮料金サービス課長 ご指摘の会計の件でございますけれども、第二種指定電気通信設備を設置する事業者に関しましては、第二種指定電気通信設備会計規則というものがございまして、こちらをおつくりいただく、それにのつとつおつくりをいただくということになっているものでございます。この第二種会計規則につきましては、これを制定するに当たりまして、審議会でもご議論いただきましたけれども、固定の第一種指定会計規則から移動通信に、より適當な、適切な修正を加えた上で省令を制定しているところでございます。ただ、ご指摘の、事ソフトバンクモバイル社がこれを実際に計算する上で何か支障が生ずるのかという点につきましては、これから同社といろいろ意見交換しながら詰めていく必要があろうかと思いますけれども、会計規則上、仮に省令に基づいて運用ができない場合につきましては、特別な事情があれば特別な許可をするという仕組みになってございますので、その辺も踏まえながら適宜、適切に運用してまいりたいと考えております。

○根岸部会長 東海委員、よろしいですか。

○東海委員 結構です。

○根岸部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、この審議会の議事規則の規定に従いまして、ただいま諮問された案を報道発表し、広く意見の募集を行うということといたします。本件に関する意見招請は、規定どおり2回実施するということで、1回目の意見招請は今年10月4日まで行うことといたします。2回目の意見招請を行ってから、提出された意見を踏まえまして、接続委員会において調査、検討いただいた上で、最終的にこの部会で答申をまとめると、こういうことにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、そのように決定させていただきます。ありがとうございました。

それでは、諮問事項の2つ目であります。諮問第3046号、電気通信番号規則の一

部改正について、総務省から説明をお願いいたします。

○森下番号企画室長  それでは、お手元の資料37-3に基づきまして、ご説明させていただきます。

電気通信番号規則の一部改正でございますが、これは昨今の携帯電話の普及拡大を踏まえ、携帯電話につきまして、従来からの090、080で始まる携帯電話番号に加えて、070で始まる電話番号につきましても携帯電話に利用していくために、関係省令の改正を行うというものでございます。

ページをおめくりいただきまして、ページ番号で2ページをご覧いただければと思います。まず背景でございますが、携帯電話につきましては、スマートフォンの急速な普及に伴いまして、例えば仕事用とプライベート用など、用途に合わせて複数台利用されるケースが増えるなど、携帯電話の一層の利用拡大が進んでいる状況でございます。このような携帯電話等の識別に係る電気通信番号、いわゆる電話番号については、いわば限られた番号資源であり、計画的に利用していく必要があることなどから、一定の範囲の電話番号のまとまりごとに、総務省から各通信事業者に対して指定し、各通信事業者はその中から自社の個々のユーザーに電話番号を利用していただいているということでございます。

携帯電話につきましては、これまで090や080で始まる全11桁の電話番号を利用していただいているところでございますが、先ほど申し上げたような携帯電話の広範な普及、昨今のスマートフォンの急速な普及などもございまして、総務省から各通信事業者に指定可能な電話番号が残り少なくなってきたという状況でございます。そこで、昨年5月に総務省では、情報通信審議会に対して、携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方について諮問させていただきまして、ご審議いただいたところです。本年3月に、平成26年初頭までに携帯電話に070番号を開放し、携帯電話の電話番号として利用できるようにすることが適当であるという答申をいただいてございました。

ここで、次のページに参考として棒グラフをつけさせていただいておりますので、そちらをご覧いただければと存じます。これは、携帯電話事業者にまだ指定していない、総務省の手元に残っている携帯電話番号の数の推移でございます。平成17年3月の時点で6,050万番号が指定可能なものとして残っておりましたが、その後、年によつて若干の変動はございましたが、平均すると年間700万番号のペースで指定いたしま

して、昨年3月には残り2,000万弱、1,930万番号という状況になってございました。

情報通信審議会でご審議いただいていた時点では、このような残り番号の推移も踏まえて、平成26年度初頭にも番号が枯渇することが危惧されていたところでございます。しかしながら、昨今のスマートフォンの普及等で、番号の消費も加速化する傾向にございまして、昨年度1年間で従来からの番号数以上に、1年間で1,000万番号以上が指定済みという状況がございまして、今年3月の時点で残り910万番号、それから、このグラフにはちょっと載せてございませんけれども、最新の数字では、7月時点で、さらに減って残り350万番号という状況になってございます。このような状況も踏まえて、急ぎの対応が必要であると考えてございます。

先ほどの2ページにお戻りいただければと存じます。改正の概要でございますが、このような携帯電話の電話番号が残り少なくなってきたという状況も踏まえまして、国内での電話番号体系を定める省令でございます電気通信番号規則について、従来から携帯電話を使っておりました090、080番号に加えて、070番号を指定可能とするための関係規定の改正を行うというものでございます。

現在、070番号につきましては、PHSにおいて一部の番号を使ってサービスを行っているという状況がございますけれども、PHSのための番号を見込んでも、なお070番号帯において携帯電話に7,000万番号程度を確保できるということでございまして、現在、携帯電話に用いている090、080番号からの連続性等も考慮して、070番号を利用可能としていきたいと考えてございます。

それから、改正の概要の2つ目のマル、3つ目のマル、これは本審議会への諮問対象事項外でございますけれども、番号規則の規定、あるいは電話番号について引用している省令等でございまして、2つ目のマルは基礎的電気通信役務の提出に係る交付金及び負担金算定等規則、それから電気通信事業報告規則の両省令について、電気通信番号規則の一部改正に伴う所要の改正を行って参るというものでございます。

3つ目のマル、電気通信事業法関係審査基準でございますが、これは番号規則に基づいて、電話番号を通信事業者に指定していくときの算出方法を定めた総務省の訓令でございますけれども、この番号規則の中で、番号の指定に当たってどれだけ番号容量として余裕を見込んで事業者に番号数を指定していくかというような基準がございまして、今般、070番号を追加するということをもって、指定可能な番号数にも若干余裕が出

てくるということも含めて、指定の基準を緩和していくという改正を併せて行いたいと考えております。

施行の期日でございますが、公布の日、即日施行としたいと思ってございます。

なお、この省令改正案を本審議会においてご審議いただきまして、年内に改正されましたならば、年明け以降、総務省から通信事業者への番号指定をしてまいりたいと考えてございますが、そうなりましたら、携帯電話事業者としては来年、平成25年11月を目処に、実際、ユーザーによる070番号の利用を開始できるように、準備を進めていく予定と聞いてございます。

また、改正の概要にございますこれら省令改正案等につきましては、本審議会への諮問事項である番号規則のほか、諮問対象外の省令改正案等も含んでございますので、よろしければ、総務省のほうでこれらをまとめて、本日、諮問させていただいたことについて報道発表させていただくとともに、これら改正案についてまとめてパブリックコメントの手続をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞ、ご質問、ご意見ございましたらお願ひします。いかがでしょうか。

○長田委員 よろしいですか。

○根岸部会長 はい、どうぞ。お願ひします。

○長田委員 質問ですけれども、先ほど残りの350万番号とおっしゃったと思いますが、今のスケジュール感で350万しかないのに間に合うのかと一つ思ったのと、もう一つ、4ページのほうの番号規則の改正案を拝見していますと、結果的に、これ、PHSは070の後が5か6に限るという形の番号で、残り0と5と6を除いたものが携帯電話の番号になると読めばよいのでしょうか。

○森下番号企画室長 ありがとうございます。

まず、1点目でございますが、今年7月時点で350万という残り少ない状況でございますけれども、通常、年間700万、去年は1,000万番号を指定しているという状況でございまして、その700万の半分程度の350万が残っていると。それから、通信事業者各社のほうでは、幾らか在庫と申しますか、予備で、まだ未利用で持っている番号がございまして、それらも含めますと、年内いっぱい、来年初頭までは指定を受

けなくても大丈夫であると聞いてございます。

それから、PHSのほうで070の次に5か6を使うというお話で、ご説明を省略してしまったところで、申し訳ございません。PHSのほうでは、おっしゃるとおり、070の次の番号は5か6のものをお使いいただく。それから、070、080、090というのは0A0番号と一般的には言うのですけれども、その0A0番号の次の番号が0のものというのは、一部、着信課金サービス等で使っているような、特殊な番号として留保している部分でございまして、この0を除いて、したがって0と5と6を除いた残りの番号を携帯電話に使っていただくというふうに考えてございます。

○根岸部会長 今のでよろしいですか。

○長田委員 ということは、現在もPHSでは5と6以外の番号はないということですか。

○森下番号企画室長 はい、さようございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。

どうぞ、ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

○佐々木委員 そうすると、今度の7,000万という番号は、どのぐらいの期間、利用する予定というか、追いかけっこのように行くんでしょうか、それとも何か予定や今後の対策があるんでしょうか。

○森下番号企画室長 7,000万番号で、従前でいきますと年間700万ぐらい、昨年はスマートフォンの急速な普及等もございまして、1,000万番号という状況がございました。700万番号ペースでいけば10年、7,000万番号で10年ないしは、スマホの普及等で消費も早まっていくとすれば、もう少し少ない年数かもしれませんけれども、数年から10年程度は070番号を使うことで対応できるのではないかと考えてございます。

その後、携帯電話は通話だけではなくて、いろいろなデータ通信等で端末が普及していくなど、必要な番号数も拡大していく、というような状況がございましたら、さらに030、あるいは040といった番号など、未利用の番号もまだございますし、そういったところを活用していくことも含め、考えていくことになろうかと存じます。

○根岸部会長 よろしいでしょうか。ほかに、よろしいですか。

それでは、本件につきましては、先ほどもお話がございましたが、議事規則に従いまして、諮問された案を公にして広く意見の募集を行う。今、ご提案のとおり、報道発表、

意見調整につきましては、諮問を要しない事項も含めまして、一体として総務省が実施するということをこの部会で決定することいたしたいと思います。本件における意見募集期間は10月4日までとしたいと考えます。また、提出された意見を踏まえまして、電気通信番号委員会において調査、検討いただいた上で、最終的にこの部会として答申をまとめることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのように決定したいと思います。

それでは、以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局のほうから何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の会議は終了いたしました。次回につきましては、また別途、確定になり次第、事務局より連絡があるということでございます。どうもありがとうございました。

## 閉　　会